

## 平成 30 年度 食品の安全性に関する有害化学物質の サーベイランス・モニタリング年次計画

- (1) サーベイランス及びモニタリングについては、農林水産省が定めた「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」に基づいて実施する。
- (2) サーベイランス及びモニタリングの実施に当たって、有害化学物質リスク管理基礎調査事業により分析を委託する場合は、分析結果の信頼性を確保するため、精度管理を行うことや妥当性が確認された分析法を用いること等を条件として競争入札を行い、分析機関を選定する。

### サーベイランス

| 危害要因    | 調査の趣旨  | 具体的な調査対象品目           | 予定調査点数 |
|---------|--|----------------------|--------|
| ヒ素      | コメの安全性を向上させるための措置を検討する際の基礎データを得るため、集出荷段階のコメ(玄米及び精米)の含有実態を詳細に把握。                    | 玄米                   | 各 500  |
|         |  | 精米<br>(上記玄米をとう精したもの) |        |
| 鉛       | 国内で製造された食用油脂及びスプレッド類・ショートニング中の鉛濃度が引き続き低いレベルにあることを確認するため、予備的 <sup>1</sup> に含有実態を把握。 | 植物油                  | 30     |
|         |  | 牛脂                   | 各 5    |
|         |  | ラード                  |        |
|         |  | マーガリン                |        |
|         |  | ファットスプレッド            |        |
| ショートニング |  |                      |        |
| カドミウム   | 養殖水産動物用飼料について、基準値の設定の必要性を検討するため、含有実態を把握。   | 養殖水産動物用飼料            | 30     |

<sup>1</sup> 危害要因を含有する可能性がある食品又は飼料の範囲が分からない場合や、十分なデータが存在せず、汚染状況が不明な場合に実施。

| 危害要因                          | 調査の趣旨   | 具体的な調査対象品目 | 予定調査点数 |
|-------------------------------|---|------------|--------|
| ダイオキシン類<br>(コプラナー<br>PCB を含む) | 「ダイオキシン対策推進基本指針」(平成11年ダイオキシン対策関係閣僚会議決定)に基づき、農畜水産物中のダイオキシン類濃度の含有実態を把握。 | 葉茎菜類       | 50     |
|                               |   | 鶏肉         | 各 30   |
|                               |   | 牛乳         |        |
|                               |   | 鶏卵         |        |
|                               |   | マサバ        | 各 30   |
|                               |   | カンパチ(養殖)   |        |
|                               | 「ダイオキシン対策推進基本指針」に基づき、畜水産物のダイオキシン類残留の主要な経路である飼料について、含有実態を把握。           | 魚油         | 15     |
|                               |   | 魚粉         | 30     |

| 危害要因                       | 調査の趣旨   | 具体的な調査対象品目            | 予定調査点数  |
|----------------------------|---|-----------------------|---|
| タイプ B トリコテセン類 <sup>1</sup> | 国産麦類について、現行の汚染低減指針の有効性を検証するとともに、DON、NIV のアセチル体や配糖体(類縁体)を含めたさらなる汚染低減対策の必要性を検討するため、DON、NIV とそれらの類縁体の含有実態及び年次変動を把握。<br>濃度が通常の範囲よりも高い場合には、原因究明等を実施。 | 小麦<br>大麦<br>ライ麦       | 小麦 120 <sup>3</sup><br>大麦 100 <sup>3</sup><br>ライ麦 5 |
| タイプ A トリコテセン類 <sup>2</sup> | 国産麦類について、安全性を向上させるための措置の必要性を検討するため、全国的な含有実態及び年次変動を把握。<br>濃度が通常の範囲よりも高い場合には、原因究明等を実施。  |                       |   |
| ゼアラレノン                     | 国産麦類について、安全性を向上させるための措置の必要性を検討するため、全国的な含有実態及び年次変動を把握。<br>濃度が通常の範囲よりも高い場合には、原因究明等を実施。  |                       |   |
| パツリン                       | パツリン産生菌は、りんご以外の果実にも感染し、パツリンを産生。<br>りんご以外の果実においては汚染実態が不明なことから、パツリンの汚染低減対策の必要性を検討するため、りんご以外の国産原料の果汁飲料を対象に含有実態を把握。                                 | 果汁飲料<br>(りんご果汁飲料を除く。) | 60  |
| オクラトキシン A                  | 飼料用麦類について、基準値の設定の必要性を検討するため、含有実態を把握。  | 飼料用大麦<br>飼料用小麦        | 計 50  |

<sup>1</sup> デオキシニバレノール(DON)、ニバレノール(NIV)、3-アセチル DON、15-アセチル DON、4-アセチル NIV、DON-3-グルコシドの 6 種を分析。

<sup>2</sup> T-2 トキシン、HT-2 トキシン、ジアセトキシスシルペノールの 3 種を分析。

<sup>3</sup> 赤かび病の発生が懸念される地域で点数の追加を検討。

|                          |   |  |                                    |
|--------------------------|---|--|------------------------------------|
| 麦角アルカロイド類                | <p>麦角アルカロイド類について、麦角菌に汚染された穀粒の目視による混入率の管理から、化学分析による毒素濃度の管理への移行が国際的に検討されていることから、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国産麦類の安全性を向上させるための措置の必要性を検討するため、穀粒について、全国的な含有実態を把握。</li> <li>・ 目視では汚染を判別することができない麦類加工品についても、安全性を向上させるための措置の必要性を検討するため、予備的に国内に流通する穀類加工品の含有実態を把握。</li> </ul> | <p>小麦<sup>1</sup><br/>大麦<sup>1</sup><br/>ライ麦<sup>1</sup></p>                     | <p>小麦 120<br/>大麦 100<br/>ライ麦 5</p> |
|                          |   | <p>小麦粉</p>   | <p>60</p>                          |
| ピロリジジナルカロイド類             | <p>農林水産省はこれまでフキ、はちみつ、緑茶について含有実態を把握してきたところであるが、この他のピロリジジナルカロイド類を含む可能性がある植物及びその加工品について、安全性を向上させるための措置の必要性を検討するため、予備的に含有実態を把握。</p>   | <p>ツワブキ<br/>モリアザミ<br/>ムラサキバレンギク<br/>スイゼンジナ<br/>その他</p> <p>上記植物の簡易な加工品も対象とする。</p> | <p>計 60</p>                        |
| シアン化合物<br>(青酸配糖体、遊離シアン等) | <p>天然にシアン化合物を含む農産物を食べる際に適切な加工・調理が必要かどうか、また、消費者への注意喚起が必要かどうかを検討するため、予備的に含有実態を把握。</p>   | <p>核果類<br/>キャッサバ<br/>タケノコ<br/>ソルガム</p>   | <p>計 120</p>                       |

<sup>1</sup> 前頁のタイプBトリコテセン類等の実態調査と同一の試料を用いる。

| 危害要因    | 調査の趣旨  | 具体的な調査対象品目 | 予定調査点数 |
|---------|--|------------|--------|
| アクリルアミド | 安全性を向上させるための措置の効果を確認し、さらなる措置を講じる必要があるかどうか検討するため、国内に流通する主要な加工食品中の含有実態を把握。 | ポテトスナック    | 各 120  |
|         |  | ポテトフライ     |        |
|         |  | ビスケット類     | 各 60   |
|         |  | 米菓         |        |
|         |  | 乳幼児用穀類加工品  |        |
|         |  | レギュラーコーヒー  |        |
|         |  | インスタントコーヒー |        |
|         |  | 麦茶         |        |

モニタリング

| 危害要因                   | 調査の趣旨  | 具体的な調査対象品目                      | 予定調査点数 |
|------------------------|--|---------------------------------|--------|
| ヒ素                     | 飼料中の基準 <sup>1</sup> の遵守状況を監視するために含有実態を把握。<br>結果は、飼料の安全性を向上させるための措置の見直しに活用。 | 配合飼料<br>魚粉<br>肉粉<br>肉骨粉<br>乾牧草等 | 計 320  |
| カドミウム                  |  |                                 |        |
| 鉛                      |  |                                 |        |
| 総水銀                    |  |                                 |        |
| アフラトキシン B <sub>1</sub> | 飼料中の基準 <sup>1</sup> の遵守状況を監視するために含有実態を把握。<br>結果は、飼料の安全性を向上させるための措置の見直しに活用。 | 配合飼料<br>とうもろこし                  | 計 200  |
| デオキシニバレノール             | 飼料中の基準 <sup>1</sup> の遵守状況を監視するために含有実態を把握。<br>結果は、飼料の安全性を向上させるための措置の見直しに活用。 | 配合飼料<br>飼料用穀類等                  | 計 690  |
| ゼアラレノン                 |  |                                 |        |

<sup>1</sup> 昭和 63 年 10 月 14 日付け 63 畜 B 第 2050 号農林水産省畜産局長通知

その他の調査(事業者と連携して、リスク管理措置案の検討等のために行う調査)

| 危害要因           | 調査の趣旨  | 具体的な調査対象品目 | 予定調査点数 |
|----------------|--|------------|--------|
| ニバレノール-3-グルコシド | 国産麦類において、NIV の配糖体であるニバレノール-3-グルコシドの含有実態を把握(今年度は、分析に必要な標準試薬を作成)。            | —          | —      |
| アクリルアミド        | 米菓中のアクリルアミド低減に有効と考えられる低減技術を検証するため、事業者と連携して、技術の導入前後でアクリルアミド濃度がどの程度低減するかを把握。 | 米菓         | 279    |